様式第五号の二(第三条の二関係)

※※第　　号	(表　面)

※経　由 町　村　名	※市区町村 受付年月日　令和　年　月　日
※町　村 提　出　令和　年　月　日 第　号	※町　村 再提出　令和　年　月　日 第　号

児童扶養手当支給停止関係 {発生／消滅／変更} 届

(ふりがな) 氏　名	証書番号	第　号
住　所		

① 支給停止事由発生(変更)　令和　年　月　日
- イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになつた。
- ロ 所得の高い人と婚姻した。
- ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童と養子縁組をした。
- ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童を養育しなくなつた。
- ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。
- ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなつた。
- ト その他(　　)

② 支給停止事由消滅(変更)　令和　年　月　日
- イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなつた。
- ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。
- ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。
- ニ 所得の高い配偶者が死亡した。
- ホ 法第9条の児童(孤児等)を養育するようになつた。
- ヘ 養育している児童が法第9条の児童(孤児等)に該当するようになつた。
- ト その他(　　)

扶養義務者又は配偶者の氏名及び個人番号	(氏名)	扶養義務者又は配偶者の氏名及び個人番号	(氏名)
	(個人番号)		(個人番号)

上記のとおり、児童扶養手当支給停止 {発生／消滅／変更} について届け出ます。

令和　年　月　日

氏　名

都道府県知事(福祉事務所長)
市町村長(福祉事務所長)　殿

※※ 通知　令和　年　月　日

備　考

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。

（裏　面）

注意

1　①の欄について

(1)　手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んで下さい。

(2)　イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下単に「扶養義務者」という。)とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。

(3)　ハからへまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。

(4)　への「該当しなくなった」とは

1)　児童があなた以外の人の養子となった

2)　生死不明の父又は母が生存していることがわかった

3)　父又は母の拘禁が終了した

4)　児童の父又は母が明らかになったなどの場合をいいます。

(5)　監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が減った場合(いなくなった場合を除きます。)には、併せて児童扶養手当額改定届を出してください。

(6)　監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2　②の欄について

(1)　手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。

(2)　監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3　この届けに添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

(1)　①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び扶養されるようになった(又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した)ことが明らかになる書類

(2)　①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)した(又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した)ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類及び世帯の全員の住民票の写し

(3)　①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本

(4)　①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなった(又は養育するようになった)ことが明らかになる書類と世帯の全員の住民票の写し

(5)　①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類

(6)　①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4　この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。